

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2025年12月末

税理士専門官だより

令和4年7月
第1号
税理士専門官

「税理士等情報せん」を作成しましょう

「税理士法違反行為」に関する情報を把握した場合には、速やかに「税理士等情報せん」を作成願います（違反事実に限らず「疑い」も含みます。）。

＜税理士法違反行為を把握する場面の例＞

- ▶ 調査・滞納整理事務
- ▶ 面接、電話、投書等による情報提供
- ▶ 申告書の収受や郵便開封事務（「控」の送付先が第三者の住所地など）

主な税理士法違反行為

▶ 脱税相談等をした場合の懲戒【法45条】

- ・脱税相談等の禁止
- ・関与先に依頼され、事実に反していることを知りながら正しくない内容の確定申告書を作成
- ・申告書作成に当たり、職業専門家としての知識経験に基づき予見できる結果を予見せず、確定申告書を作成

先生、
この人件費が架空であることを知っていましたね！



申し訳ない。
顧問契約を切ると言われて
断り切れず…

▶ 信用失墜行為の禁止【法37条】

- ・税理士本人（税理士が代表者である法人を含む。）の脱税、申告漏れ等

先生、
あなたは申告義務がありながら5年間も無申告ですよ！



つい、忙しすぎて自分の申告を
後回しにしてしまいました…

▶ 非税理士に対する名義貸しの禁止【法37条の2】

ところで社長、普段は
〇〇税理士に対して
どのような報告を
していますか？



いやいや、〇〇税理士に
会ったのは今回が初めてですよ。
いつもは△△さんに申告書を
作ってもらっています。

▶ 使用人等に対する監督義務【法41条の2】

- ・税理士は使用人等を監督しなければならない

※ 税理士事務所の事務員の非行例

関与先の不正計算に加担、税理士に無断で他人の申告書を作成、
関与先の納税資金を着服など

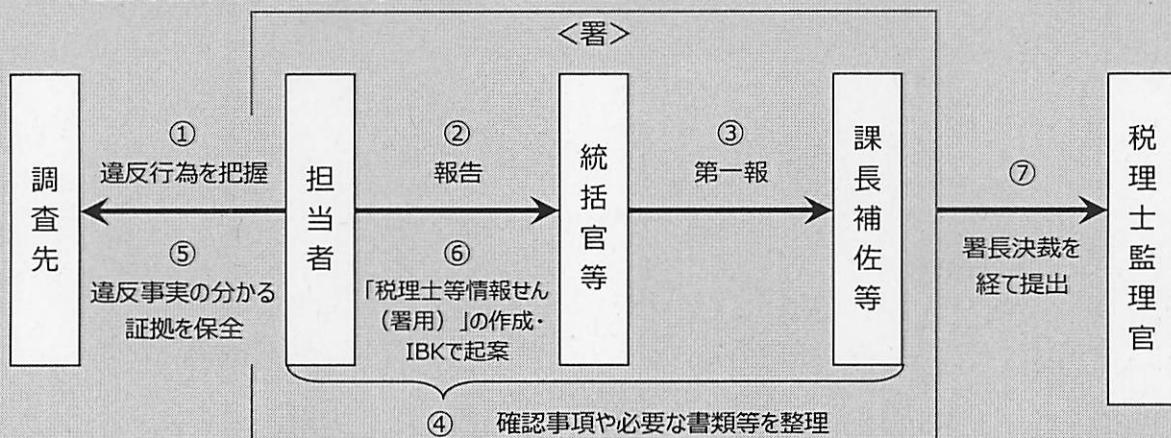
分かりました。でも社長、
〇〇税理士には
内緒にしといてくださいよ。



△△さん、今期は利益が
出すぎてしまったから、もっと
経費を増やして
税金少なくしてよ！

「税理士等情報せん」の作成フロー

<「税理士等情報せん（署用）」の作成フロー：署の課税調査の場合>



※ 税理士法違反行為の端緒を把握した際には、速やかに署課長補佐（非設置署は総務係長）に連絡し、確認事項や必要な書類等を整理した上で確実に証拠を保全しましょう。

<証拠資料の具体例>

なお、特に有効な情報収集を行った職員に対しては、功績者表彰を行っています。

〔参考通達〕

- ・平成14年7月25日付総総第617号「『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要領』の制定について」事務運営指針
- ・平成23年7月8日付東局総総6-206「税理士事務提要の制定について」事務運営指針

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2025年12月末

税理士専門官だより

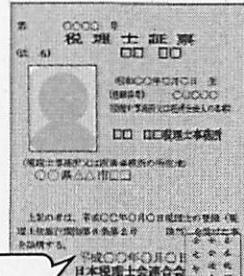
令和4年11月
第2号
税理士専門官

「税理士証票」を確認していますか?

皆さん、調査などの際に、税理士から名刺を受領することだけで、身分確認を済ませていませんか?



税理士ではない者が、調査に立ち会うことはできませんので、自身の証票を相手方に見せる際には、必ず「税理士証票」を確認してください。



「税理士証票」とは、税理士登録をした者に交付される、いわば税理士である証明書です。

- ▶ 懲戒処分等により税理士登録が抹消されたときは、「税理士証票」を日本税理士会連合会に返還しなければなりません。
- ▶ 平成27年4月以降、交付日から10年を経過した税理士証票は交換しなければなりません。税理士証票を確認した際に、まだ交換していない場合には、今後の交換予定を確認してください。

税理士証票を確認しなかつた場合(想定される違反行為)

例えば・・・

- ・ 税理士事務所の職員のみ又は記帳代行業者が、調査立会いを行っている
(税理士が、にせ税理士に対して名義を貸している)
 - ⇒税理士法第52条(税理士業務の制限)「にせ税理士」に該当
 - ⇒税理士法第37条の2(非税理士に対する名義貸しの禁止)に該当
- ・ 税理士ではない者が、税理士又は税理士事務所の名称入りの名刺を使用している
 - ⇒税理士法第53条(名称の使用制限)に該当
- ・ 税理士が、懲戒処分期間に税理士業務を行っている
 - ⇒税理士法第46条(一般の懲戒)に該当

税理士事務所職員や記帳代行業者が行うことができる業務については、次ページで解説します。

税理士事務所職員が行うことができる業務

税理士事務所職員が行うことができる業務は、伝票の整理、記帳業務、決算書の作成などの会計業務のほか、税理士が税理士業務を行う前に必要な資料の収集などの補助業務に限られます。

税理士事務所職員が、税理士の指導監督に服さず、自らの判断で納税者からの税務相談に応じたり、申告書等の税務書類の作成や調査立会を行っている場合は、「にせ税理士」として税理士法違反になります。

なお、税理士事務所職員に業務を任せきりにしていた税理士は、「使用人監督義務違反」として税理士法違反になります。



記帳代行業者が行うことができる業務

納税者によっては、会計業務を記帳代行業者に委託している場合があります。

記帳代行業者の業務は、会計業務のみが許されており、たとえ無償であっても税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）を行うことができません。

記帳代行業者が申告書を作成し、税理士が署名をしていた場合、例え税理士がその申告書の内容を確認しているとも、記帳代行業者は「にせ税理士」、税理士は「名義貸し」として、いずれも税理士法違反になります。



税務調査等の際、税務職員が「にせ税理士」に対して、

- ・納税者に関する情報を漏えいする行為
- ・納税者の申告書の作成を依頼するなどして、税理士業務を行わせる行為

は、不適切な行為となりますので、注意してください。



税理士法違反行為を把握したら…

まず、税理士事務担当者に御一報ください。

税理士事務担当者 ⇒ 署：総務課課長補佐（非設置署は総務係長） 局：税理士係及び税理士専門官

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2025年12月末

税理士専門官だより

令和4年2月
第3号
税理士専門官

にせ税理士防止月間 〈2月16日～3月15日〉

確定申告期(2月16日から3月15日まで)は、「にせ税理士」が顕在化することから、「にせ税理士防止月間」と位置付け、積極的に「にせ税理士」行為の未然防止や排除に努めています。

「にせ税理士」とは?

税理士法第52条(税理士業務の制限)には、「税理士等でない者は、税理士業務(確定申告書の作成、調査等の立会い及び具体的な税務相談等)を行ってはならない」と規定されています。

税理士等でないにもかかわらず、税理士業務を行っている者を、いわゆる「**にせ税理士**」と呼んでいます。

※ 税理士等とは、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

例えば、

- ・司法書士、行政書士、社会保険労務士等の国家資格があっても、
- ・税理士事務所職員あっても、
- ・記帳代行等の会計業務を行う記帳代行業者あっても、

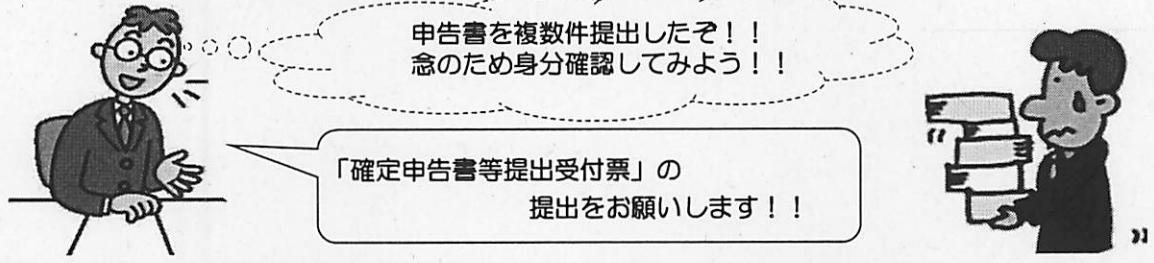
⇒ 税理士等ではないため、確定申告書の作成などの税理士業務を行っていると、たとえ無報酬でも、「にせ税理士」になりますので御注意ください。

「にせ税理士」の端緒を把握した場合は、税理士事務担当者(署にあっては総務課課長補佐又は総務係長)へ第1報を、その後、速やかに「**税理士等情報せん**」の作成をお願いします!

「にせ税理士」を把握した端緒例

窓口事務

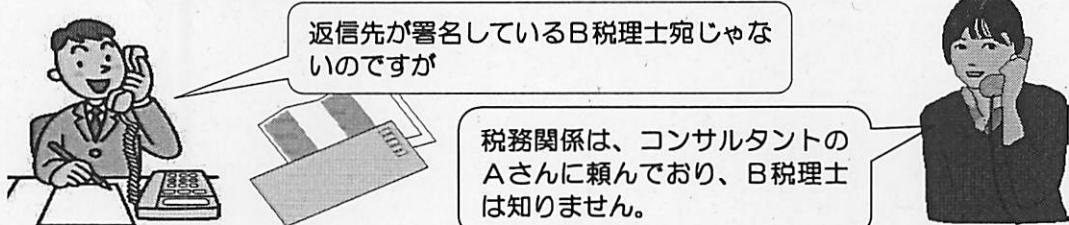
- 窓口に税理士の署名がない複数の申告書を提出してきた。



郵送開封事務

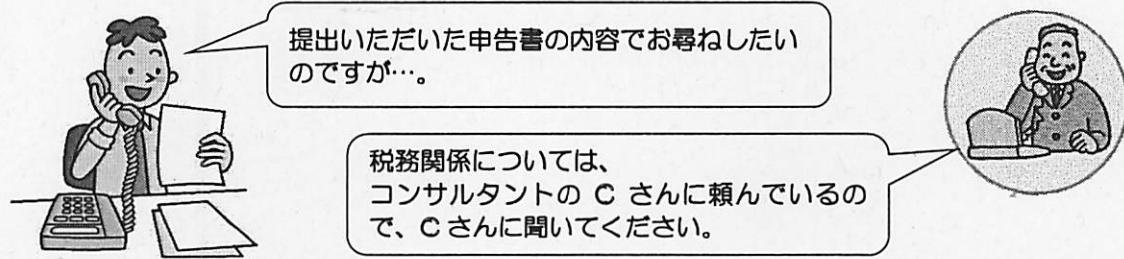
- 確定申告書が郵送で提出されたが、同封されていた返信用封筒の宛先が、納税者本人や税理士ではない第三者となっていた。

⇒ 返信先が本人や税理士ではない場合は、納税者本人に返信先との関係を確認することとなっています。



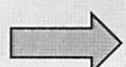
内部事務

- 提出された確定申告書に簡易な誤りが認められ、税理士の署名がなかったことから納税者本人に問い合わせたところ、税理士でない者に申告書の作成を依頼していた。

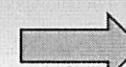


これらを端緒とした「税理士等情報せん」により、税理士法調査を行った結果、「にせ税理士」を司法当局へ告発した事例があります！

端緒
(税理士等情報せん)



税理士法調査



司法当局へ
告発！！

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	署 2025年12月末

税理士専門官だより

令和4年3月
第4号
税理士専門官

退職した税務職員に対する税理士業務の制限

私たち税務職員が退職して税理士となり税理士業務を行う場合には、離職後1年間の業務の制限がありますので注意が必要です。

税理士法第42条の趣旨

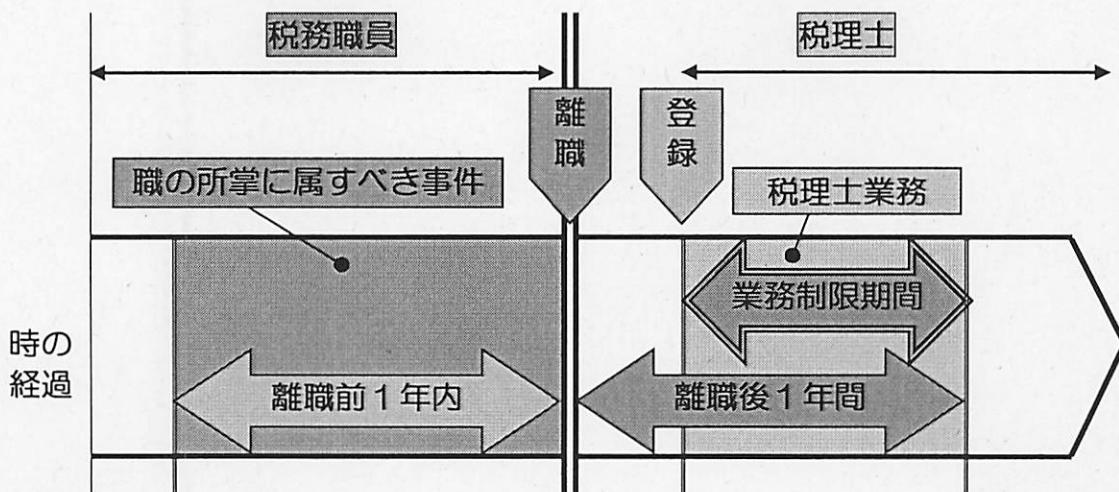
税務職員出身の税理士が、退職時の地位縁故を利用して不当に業務の拡張を図るということがあると、税務官公署在職中における公務の執行について、それが正当に行われていたとしても、社会一般から無用の疑念を持たれかねません。

このため、国税OB税理士が、在職中の地位を利用して顧客等の開拓を図ることを防止するという趣旨で税理士法第42条が設けられています。

「業務の制限」とは?

退職した税務職員が税理士となった場合には、
離職後1年間は、離職前1年内の職の所掌に属すべき事件（注）について、税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談）を行ってはならない
とされています。（税理士法第42条）

《参考：税理士法第42条の適用関係図》



再任用職員にあっては、「離職（退職時）」を「再任用終了時」として判断します。

(注) 職の所掌に属すべき事件とは?

事務分掌規則等の定めるところにより判断します。具体的には、特定の調査、徴収、審理事務等を実施する、又は実施するか否かといった選定に係る判断、指示、決定等を行う対象となり得る納税者に係る案件をいいます。ここでは、以下、「調査等案件」といいます。

法第42条の業務制限の基本的な範囲

部門等	職名	調査等案件に係る納税者
署	署長	署所管の全納税者
	副署長	所掌事務に関する署所管の全納税者（※単独署の場合は、署所管の全納税者）
	総務課 全職員	なし（※総務課制署を除く。）
	管理運営部門 第1部門の統括徴収官	延納・物納事務に関する署所管の全納税者
	上記以外の統括徴収官	延納・物納事務に関する署所管の納税者のうち所属する部門において所掌している納税者
	上記以外の職員	自己が担当した納税者
	徴収部門 第1部門の統括徴収官	徴収部門において所掌している署所管の全納税者
	上記以外の統括徴収官	所属する部門において所掌している納税者
	上記以外の職員	自己が担当した納税者
	個人課税部門 第1部門の統括調査官	署所管の全個人納税者
法人課税部門	上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
	上記以外の職員	自己が担当した納税者
	第1部門の統括調査官	署所管の全法人納税者
	上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
	上記以外の職員	自己が担当した納税者
	資産課税部門 第1部門の統括調査官	資産課税部門において所掌している署所管の全納税者
局	上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
	上記以外の職員	自己が担当した納税者
	局長	局所管の全納税者
	総務部 全職員	なし
	上記以外の各部 部長（次長）	所掌事務に関する局所管の全納税者
	課長（統括調査官等）	所属する課（部門）において所掌している納税者
	上記以外の職員	自己が担当した納税者

- (注) 1 「総務課制署」とは、総務課長が総務事務に加えて管理運営事務及び徴収事務の管理・監督を行う署をいう。総務課制署の総務課職員は、調査等案件に係る納税者について管理運営部門及び徴収部門の職員と同様の取扱いとなる。
- 2 「上記以外の統括徴収官」及び「上記以外の統括調査官」には、当該部門に所属する特別国税徴収官及び特別国税調査官が含まれる。
- 3 「自己が担当した納税者」には、自己が直接担当した納税者のほか、自己が指導や支援を行った調査等案件に係る納税者及び部門連携調査等で自己が参画した調査等案件に係る納税者などが含まれる。
- 4 局における「調査等案件に係る納税者」には、資料調査課の案件など、局において調査事務を実施した署所管の納税者及び調査を実施するか否かを判断した署所管の納税者が含まれる。

税理士業務の制限期間

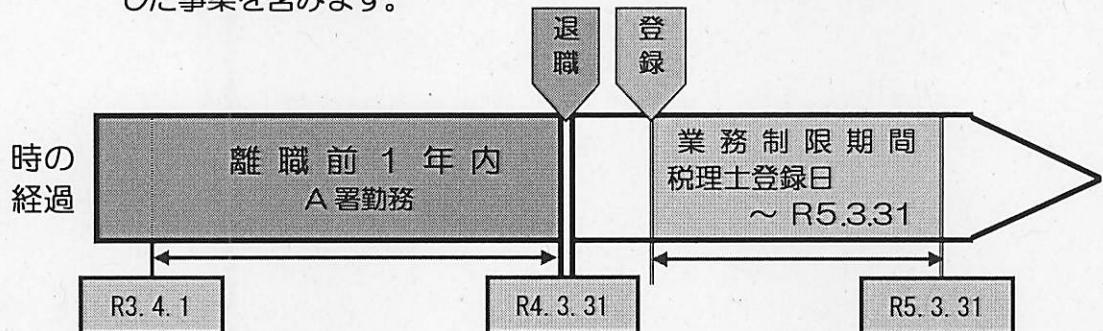
【令和4年3月31日に定年退職した職員の場合】

例1 A署個人課税部門の上席国税調査官で定年退職

(令和3年7月異動なし)

A署において自己が担当した納税者に係る調査等案件

⇒ 直接担当した事案だけでなく、指導事案、支援事案、部門連携等で参画した事案を含みます。



(注) 令和4年3月31日の翌日から起算する。

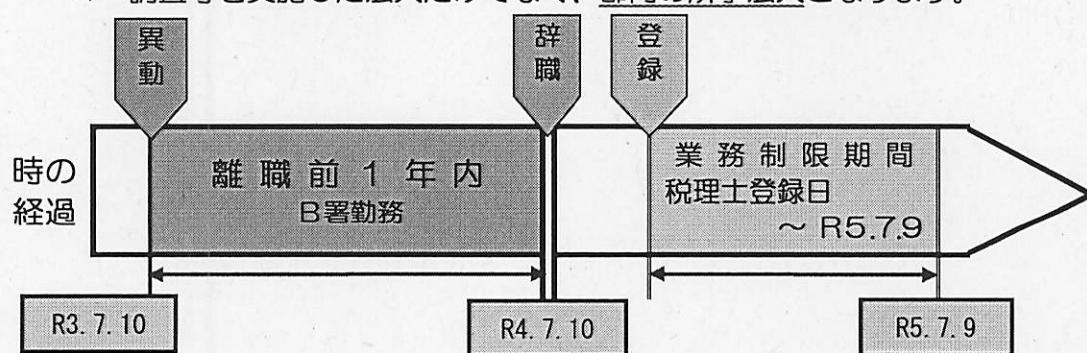
【令和4年7月10日付で辞職する職員の場合】※辞職とは自らの意思で退職することをいいます。

例2 B署法人課税部門の統括国税調査官で辞職

(令和3年7月、C署法人統括官から異動)

B署の所属する部門において所掌している納税者に係る調査等案件

⇒ 調査等を実施した法人だけでなく、部門の所掌法人となります。



(注) 令和4年7月10日の午前零時から起算する。

違反行為の具体例

それでは、どのようなケースが違反となるのか具体例を参考に考えてみましょう。

D署法人課税部門の上席国税調査官（再任用）が令和4年3月31日付で辞職（令和3年7月、C署法人統括官で定年退職。その後、再任用としてD署勤務） 「C署の所属する部門において所掌していた納税者」と「D署において自己が担当した納税者」に係る調査等案件（2署分）が対象となる。



- ※ 税理士法第42条違反の行為は、たとえ1件であっても、懲戒処分の対象となります。
- ※ 同法42条の規定に違反した場合の懲戒処分は、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止となっています。なお、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合もあります。

《参考》

税務職員が離職後、税理士登録をした場合、税務行政庁在職時の具体的役職名を表示した広告はしてはならないことになっています。（税理士会会則）

※ 具体的役職名とは、管轄地域名を冠した官公署名と役職名の併記をいう。

例) 元〇〇税務署長→X 、元税務署長→○

上記のような表示を行うと税理士法第39条（会則を守る義務）違反となります。

※ 詳しくは、[国税庁総務課情報第2号「退職職員に対する税理士業務の制限について」](#)
 (共通ライブラリ>通達・情報>総務部・総務課>種別:09情報>(分類:すべての分類)>
 【総・総・税】庁総務課情報)をご覧ください。

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2025年12月末

税理士専門官だより

令和4年5月
第5号
税理士専門官

「税理士事務功績者」への表彰

先般、税理士等の懲戒処分等の端緒となるなど、特に有効な「税理士等情報せん」を作成した職員及び税理士の指導監督事務において顕著な功績を挙げた職員が、功績者局長表彰(税理士事務)を受彰されました。

令和3年度 受彰者等の紹介

(※局署順)

【五味 英里さん】調査第四部 調査第43部門(収集時所属:足立署)

実態確認において、[REDACTED]!

税理士に対する実態確認において、

[REDACTED]とともに、速やかに「税理士等情報せん」を作成。税理士に対する課税調査及び税理士法調査によって、[REDACTED]として税理士を懲戒処分!

【有田 裕二さん】市川署 個人課税第5部門

所得税調査において、[REDACTED]を把握!

所得税調査において、

[REDACTED]直ちに「税理士等情報せん」を作成。税理士法調査によって、[REDACTED]による税理士法違反事件として司法当局へ告発!

【田中 和宏さん】日本橋署 個人課税第1部門(収集時所属:千葉西署)

所得税調査において、[REDACTED]!

所得税調査において、

[REDACTED]直ちに「税理士等情報せん」を作成。税理士法調査によって、[REDACTED]による税理士法違反事件として司法当局へ告発!

【足助 辰雄さん】雪谷署 法人第1部門(収集時所属:松戸署)

法人税調査において、税理士が[REDACTED]を把握!

法人税調査において、

[REDACTED]直ちに「税理士等情報せん」を作成。税理士法調査によって、税理士を懲戒処分!

【奈良 隆之さん】荒川署 法人第1部門

法人税調査において、税理士が[REDACTED]を把握!

[REDACTED]「税理士等情報せん」を作成。税理士法調査によって、税理士を懲戒処分!

引き続き、「税理士等情報せん」の積極的な作成をお願いします!



改正されたので
覚えてね！

税理士専門官だより

令和4年5月
特別号

大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2025年12月末

ご存じですか？

税理士法の一部が改正されました。

税理士業務のICT化の努力義務！ (法2の3)(R4.4.1~)

- 税理士等は業務の電子化等（例：e-Tax、調査対応のペーパレス化）を通じて、納税義務者の利便の向上及び業務の改善進歩を図るよう努めるものとする規定の創設。

【留意事項】

税理士がe-Taxを行っていないことのみをもって、直ちに「努力義務を果たしていない」とまではいえません！

電子申告・納税



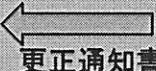
ウェーブ会議



税務代理の範囲の明確化！ (通達2-3)(R4.4.1~) (規(様式8号)・通達)(R6.4.1~)

- 法2①一の「税務代理」には、税務官公署に対する主張又は陳述の前提となる税務官公署から納税者に対して発する書類（例：更正通知書）の受領行為を含むことを明確化（基通2-3）。
- 税務代理権限証書の様式の見直し（規則（様式8号））。
- 代理関係が終了した旨の通知書の様式を制定（通達）。

税理士等



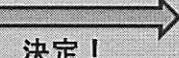
税務署



懲戒逃れをする税理士への対応！ (法48、審議会令24、告示)(R5.4.1~)

注

- 税理士が懲戒処分を受ける前に自主廃業することにより懲戒処分を回避するいわゆる「懲戒逃れ」を抑止するため、自主廃業前に税理士法の違反行為・事実があると認めたときは「懲戒処分を受けるべきであったことの決定」をすることができる。
- 決定を受けた者に対し、懲戒処分に準じた措置（一定期間の再登録不可、官報公告）を講ずる。



※上記の改正内容のほか、法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税の様式制定など、全14項目の改正が行われています。

詳しい内容がお知りになりたい方は [こちら](#) をご覧ください。